(仮称) 秋田市空家等対策計画 (素案) へのご意見と本市の考え方

- 意見募集期間 1
 - 令和5年12月26日(火)から令和6年1月26日(金)まで
- 2 意見提出者数
- 2 息見使出有数 15名(市民2名、市民100人会13名)、関係団体5団体 3 意見数 45件 4 寄せられたご意見および本市の考え方

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
1	【1ページ】 1. 計画策定の趣旨 1-1. 計画策定の背景と趣旨	P1. 令和5年12月の改正空き家法の施行は、空き家の周辺住民の方々の懸念を払拭することができる効力ある解決方法がとることができて、大変良かったと思う。	ご意見のとおり、今般の空家法改正では、所有者の責務強化をはじめ、活用の拡大、管理の確保および特定空家等の除却など、空き家対策として様々な有効的な手法が法整備されました。 本市におきましても、法改正を踏まえた対策の強化が必要と考えており、本計画においても法改正を踏まえた取組を位置付けしておりますので、市民の皆様の懸念が払拭できるよう取り組んでまいります。
2	【3ページ】 1-4.計画の対象 (2)対象とする空き家等の種類	1-4 「空家等」と「特定空家等」の区別は進化の 度合いによるものと思われますが、時々TV等 で放映されているのは(1月26日東京北区赤 羽民家)、「特定空家等」。ここ迄来る と、行政の事務負担は大変なものとなります ので、予備軍としての所謂空家を減らし、空 家にならない様に対策を前もって講じるとい うシナリオとなりますが、何か気が遠くなり そうな作業ですね。	特定空家等に対しての取り組みも必要でありますが、ご意見のとおり特定空家等にさせないために、空き家の発生を抑制するための取組も重要であると捉えています。 所有者への啓発や相談体制の充実を図りながら、地道な対応にはなりますが、ひとつひとつ適切な対応に努めてまいります。
3	【5ページ】 (3) 高齢者世帯 ①高齢世帯の推移	P5. (3)高齢者世帯の推移 ・高齢単身世帯の割合が平成10年に比べ、平成30年ではほぼ倍近い割合になっていること ・65歳以上単身世帯の割合が平成10年に比 ベ、平成30年では3倍、同じく65歳以上夫婦 世帯が1.6倍になっていること これら数字から空き家が増える要因がよく理 解できたし、今後もますます増え続けていく ことが想像できた。	ご意見のとおり、高齢化や核家族化の進行により高齢者のみで構成される世帯が増加する一方で、次の世代への住宅等の承継が十分に進んでいない現状を踏まえると、今後も空き家等は増加していくものと認識しておりますので、空き家の発生抑制に向け対策してまいります。
4	【7ページ】 2-2.空き家の状況	2-2 空き家の状況 統計の取り方として、空家に賃貸住宅を組み 込むにしても、長屋一棟を単位としているの か、一室単位としているのかで、その趣がが らりと変化します。空き家が半数近く解消と なってるが、理由も、賃貸は戸建てを対 象、長屋は一棟毎を対象としているものと思 われるが、解消がドラスティック過ぎる。	平成24年に本市が実施した秋田市空き家調査では賃貸住宅や長屋建て住宅、共同住宅も調査対象としております。空き家戸数の計上方法としては、長屋建て住宅の場合は各戸ごと、共同住宅の場合は全室が空室となっている建物を1戸としております。また、その後の追跡調査等では、宅地需要が旺盛な市中央部を中心に解体や建替えが進んだほか、賃貸住宅の入居者が決定したことなどが主な空き家の解消理由として確認されました。
5	【13ページ】 2-3. 本市のこれまでの主な取組	2-3 主な取組 可成りきめ細かい取り組みがなされており、 充分過ぎる位であります。引き続き宜しくお 願い致します。	ご意見ありがとうございました。 取り組みが確実に実行されるよう努めてまい ります。
6	【14ページ】 2-4.空き家等の課題 課題2 空家等の解消に向けた相談や情報提供の充実	この課題についてはその通りだと思います。 特に課題2-②(空家等となる前の啓発や情報提供の充実)が重要でないかと思いました。当事者がどうして良いかわからずそのままとならないようフォローができると良いと感じます。	これまで行ってきた広報誌(広報あきた)やホームページ、固定資産税納税通知書への啓発文書の同封等による情報提供の継続に加え、相談体制の充実を図ってまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
7	【14ページ】 2-4.空き家の課題 (2)②空き家等になる前の啓発や情報 提供	親にいくないでは、 のでもして、 で、親がいくれて、 のでもして、 で、親がいくれて、 をで、親がいくれて、 のでもして、 で、親がいくれて、 をで、親がいくれて、 のでもで、というで、 をで、我がいい、 をで、親がいい、 をで、親がいい、 をで、親がいい、 をで、親がいい、 をで、親がいい、 で、は、 で、は、 で、は、 で、といったい、 で、といったが、 で、といったが、 で、といったが、 で、といったが、 で、といったが、 で、といったが、 で、またい、 で、、、、 で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ご意見のなどから、になって、 多性産の場合で、 多性産の場合で、 の気でとから、にないで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たいで、 を持たの方では、 を持たのがでは、 を持たのがでは、 を持たのがでは、 を持たのがでは、 をいる場合でで、 をいる場合でで、 をいる場合でで、 をいる場合でで、 をいる場合でで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 をいるのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのが、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのが、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのが、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのがで、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でのが、 でいるでで、 でいるでで、 でいるでで、 でいるでで、 でいるでで、 でいるでで、 でいるで、 でいで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、
8	【14ページ】 2-4. 空き家等の課題	宅建業者は、専門業者等とのネットワークや当該地域の住宅流通市場に関して豊富しての見を有しており、空き家対策の担い手としてのポテンシャルが高いと思われる。 具体的には、空き家所有者に対する意識啓発や、利活用促進の相談対応、支き等で開代行、利活用促進の相談対応、支援提供が可参りである。対策のフェーズにおいて支援提供が可能のフェーズにおいて支援提供が可能の方式において支援を行う担い手となり得ると考えられるため、関連団体、業者等を活用していただきたい。	ご意見のとおり、本計画に記載している各種 施策の実施を含めた空家等対策の推進にあたっては、宅建業者をはじめとした専門家の知見の活用が不可欠であると認識しており、個別の施策ごとに関連する団体等との連携を図ってまいります。
9	【14ページ】 2-4. 空き家等の課題 (1) 課題1 所有者の当事者意識の向上 ②相続手続や成年後見制度などの周知 【17ページ】 3-2. 基本方針	空き家等の課題と関する家等と表示所名者意識の向展後見と、 の主きなどのでは、 をとして少し、 をといて後見人所のでは、 をといて後見、 をといて後見、 をといて後見、 をといて後見、 をしたがいでは、 をしたが、 をしたが、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 には、 をしたが、 にでしたが、 にでしたが、 にでしたが、 にでしたが、 にでしたが、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 をしたが、 にでいて、 には、 をしたが、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでで、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にでいて、 には、 にで、 には、 にで、 には、 にで、 には、 にで、 にで、 にで、 にで、 にで、 にで、 にで、 にで	ご意見のとおり、空き家の処分や管理などにおいて、成年後見制度が有効になり得るケースと限定的になるケースがあるかと存じますので、周知については十分に留意するとともに、所有者やそのご家族からの相談内容やケースに応じた対応に努めてまいります。 なお、一般的な周知や相談が応については、関係団体との連携も必要と考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
10	【14ページ】 2-4. 空き家等の課題 (3) 課題3 空き家等の利活用の推進 ①空き家等の活用の推進	○14P(3)課題3 空き家等の利活用の推進①空家等の活用の推進 (ご提案) 「空き家利活用セミナー」、「利活用者の実践体験発表」等を行ってはどうでしょうか。	空き家等所有者の当事者意識の醸成や空き家 等を利用する側のニーズ喚起の観点から各種セミナー等による情報発信は重要であると考えておりますので、実施に向けて検討してまいります。
11	【15ページ】 2-4. 空き家等の課題 課題4 増加する管理不全な空き家等へ の対応	最近は住宅地を歩いていると空き家増加を 実感します。 秋田市中心部から離れると倒壊しかけた空 き家も多く見られます。 隣接する家屋への危険もあるため、所有者へ の指導、条例整備なども必要なのかと思いま した。	ご意見のとおり、人口減少や少子高齢化の進展により、本市においても空き家はさらに増加するものと想定しており、管理不全な空き家により、倒壊の危険性や衛生上の問題など近隣住民への影響が懸念されます。 このため、管理不全空家等や特定空家等の認定基準を整備し、改正空家法に基づく所有者に対する指導、勧告等の措置を行うほか、既存条例についても改正を検討し、総合的に空き家対策を強化してまいります。
12	【18ページ】 3-2. 基本方針(1) 基本方針 基本方針3 空き家等の利活用の促進 【22ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (3) 基本方針3 空き家等の利活用の 促進	基本方針3 空時間 大きさい 大きな	多様な環境下にある方の交流拠点として空き 家等を活用することは空き家等解消のみならず 地域コミュニティ維持の観点からも有効である と考えます。 これまで知等意向に基づく空き家対策は、所有者(売り 手)側の売場信が中心でしたが、例示いただいた ような多様なニーズがあることを踏まえ、今後 は活用する(買い手)側のニーズを空き家等の 所有者へ届けられるような仕組みづくりについ て検討してまいります。
13	【19ページ】 4-1. 空き家等対策の実施内容	4-1 空き家対策は充分であります、しかし商店街の閉店店舗の転貸、バンク制度の活用と同じく、笛吹けど踊らずの状態になることが予想される、定着出来る様に進めて下さい。	本市では空き店舗対策として「中心市街地等空き店舗対策事業」において中心市街地や市内商店街などの空き店舗へ入居する事業者へ補助金を交付しているほか、本市ホームページ上に「秋田市中心市街地空き店舗データベース」を公開し、中心市街地の空き店舗の情報提供を行っております。今後も空き店舗の解消に向け、これらの支援を引き続き実施してまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
14	【20ページ】 基本方針1 所有者等への適正管理の啓 発や相談体制の充実	P20 基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実 「空きが大下ブックの作成の検討」で は、是非、一般していただきたい。 は、上の住んでいただきたい。 が 親の住んでいた空き家を所持している知知の住んでいた空き家を所持している知知の住んでいた空き家を所持している知知にないたでは、「解体するには費用がいる。高くなととは、「なると土地の高にないが、とることを必ずが、とのことなどが、のできればま所有や土地のない方考える。 かれ家の中ではないもないのできるのまでは関するものとかが空きるのでは関するものでは関する場所できるのでは関する場所できるのでは関する場所できるのでは関する場所できるのでは関すると対していただきないのできるでは、どれていただきないのできるのが、ガイドブックを作成していただきたい。 まについて連絡すればよいのか、ガイドブックで明確にしていただきたい。	現在検討している空き家ガイドブックの作成にあたっては、一般市民の方が理解しやすいよう掲載内容や構成について配慮してまいります。
15	【20ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (1) 基本方針1 所有者等への適正管 理の啓発や相談体制の充実 ④空き家等の管理代行サービスの利用促進	○20P(1)基本方針1④空き家等の管理 代行サービスの利用促進 (ご提案) 「管理代行サービス」と同時に「見守り代行 サービス」も検討してはどうでしょうか(管理するには責任が伴いますので、その前段階 としての見守りサービスの検討)	ご意見のとおり、「見守り代行サービス」も 検討してまいります。
16	【21ページ】 基本方針2 空き家等の発生予防	素案には支援の側面が多いと思います。しかし支援ではその効果は非常に限定的であり、むしろ空家を所有することがデメリットとなる環境を作ることが必要です。国との連携が必要になるとは思いますが、次のように考えます。 【基本方針2】について方針に「空家の土地・家屋に対する固定資産税を住居家屋よりも高くする」を追加してはどうか。	空き家等を所有するリスクや管理不全空家等および特定空家等と認定された場合の税負担などのデメリットを分かりやすく周知し、所有者の意識向上のための啓発に努めてまいります。なお、税の負担を通常より高額とすることは、法律上や税の公平性の観点から困難でありますが、ご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
17	【23ページ】 (3)基本方針3 空き家等の利活用の 促進 ③空き家等の利活用および流通促進のた めの支援	金が出なくなったり、いろいろと援助がなくなるようです。この点も検討すること。	本市では離れて暮らす親子等が新たに同居を開始する際に行うリフォーム等工事に対し「多世帯同居推進事業」による支援を行っております。 同居の開始により同一生計世帯とみなされることで、それまでは非課税世帯として受給できた給付金等の経済的な支援が受けられなくなることが想定され、これは各種給付金等の趣旨に基づき決定されるものであると考えますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
18	【24ページ】 基本方針4 管理不全な空き家等への対 応の強化	を行った翌年は1.5倍、2回目の翌年は2倍等。 【基本方針4:所有者不在空き家等への法的手続】について 財産管理制度については、積極的に活用すべきかと考えます。	税の負担を通常より高額とすることは、法律 上や税の公平性の観点から困難でありますが、 ご意見については、今後の業務の参考とさせて いただきます。 なお、財産管理制度については、空き家等の 管理や解消に有効な手段であると捉えているこ とから、関係機関とも協議しながら、積極的な 活用を検討してまいります。
19	【24ページ】 (4)基本方針4 管理不全な空き家等 への対応の強化 ③管理不全空家等の解体・撤去への支援		空き家を解体し、高くなった固定資産税の減免や補助などは税の公平性などの観点から現在のところ考えておりませんが、解体撤去補助金の利用状況や所有者の意向調査などを踏まえ、対応を検討してまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
20	【24ページ】 4-2.空き家等対策の具体的な取組 (4)基本方針4 管理不全な空き家等 への対応の強化 ①管理不全な空き家等の所有者への助言 又は指導等や法的措置の実施 ②所有者不在空き家等への法的手続の実施	2. 4-2. (4) 管理不全な空き家等への対応の強化 ①管理不全な空き家等の所有者への助言又は 指導等や法的措置の実施及び②所有者不管 き家等への法的手続の実施に関し、財産管理 人選任の申立て等の際、予納金の金額のほ か、申立前に調査・調整いただきをからかじめ関係機関と調整する必要がルル をあらかじめ関係機関と調整する必要がルルを をあらかじます。具体的な運用マニュがルルを 策定される踪は、以田弁護川等関連機関と 方裁判所および同家庭裁判所等関連機関と顧 がいたします。	本市にとっても、財産管理制度の活用は、空き家対策として有効な手段と捉えており活用を図ってまいりたいと考えております。 なお、活用にあたっては、ご意見のとおり関係機関と調整の上、運用マニュアル等の策定を行ってまいりたいと存じますので、引き続きご協力をお願いいたします。
	【26ページ】 基本方針5 ①空き家等の調査	賛成	計画素案の内容に賛同いただけるご意見として承りました。
22	【26ページ】 基本方針5 ①空き家等の調査	空き家の調査を町内会などに依頼して早く実 態を把握してほしい。	地域の実情を詳細に把握している町内会等との連携等による効率的な調査手法を検討し、空き家等の状況把握に繋げてまいります。
23	【26ページ】 基本方針5 ②空き家等に関するデータベースの整備	早急に整備を望む	空き家等対策の推進にあたり、データベースの整備は必要不可欠であると認識しており、庁内での効率的な情報共有に向け、整備に取り組んでまいります。
24	【26ページ】 基本方針5 ③市民等が相談しやすい窓口体制の検討	従来市民が相談に行っても各課のたらいまわしが多く解決することが できず、もどかしい状況にあると聞くのでより効率的な運用ができるように、各課連携した相談体制を敷くことを希望する。 ④(NO.7)とも関連があると思うが是非実現してほしい。	ご指摘のようなご意見は本市でも承っており、庁内連携体制の再構築が必要であると認識しております。今後市民の方が相談しやすい体制を提供できるよう取り組んでまいります。
25	【26ページ】 基本方針5 ④庁内での連携体制の整備	各種法律に縛られるところが多く、解決するには会議の結果を踏まえ各種条例の布なども可能とするように、一歩踏み込んだ取り組みが必要と思う、そうしないとりの場になるのではないか 【上記に記載の意見の補足】空き家を問題は根が深く、(人口減少によるしてはないがしたい。またではあるが)問題の多は路唱した路に起困しする、時限のに協議を開発した際に協議を開催した際に協議を開発した際に協議を開催した際にはある。とは、手段には、まるしたい。またこれに合わればいいと考える。	令和5年12月施行の改正空家特措法では空き家等の活用拡大のため市町村が重点的に空家等の活用拡大のため市町村が重点と域域と変勢の活用を図るエリアを空家等活用促進区域内を空家等活用促進指針に沿った活用が期待される促進区域内の空き家等については、接道なりました。 促進区域の指定については、空き家等の分布状況や各地域における住民の意見に検討したきとの整合性の確保等について慎重に検討した法規やので進めていくこととなりま等の有があられては活用しづらい空きない。現活をとので進めて用していてらいますが、現活にととなりま等の有対がら、で進めて用していてらいでも協議を行いながら、時段として、庁内でも協議を行いながら、時段として、庁内でも協議を行いながら、
26	【 27ページ】 基本方針 5 ⑥空家等管理活用支援法人の指定	スピード感をもって臨んで欲しい。 法人指定については、様々な団体の応募が 想定される、単に指定ありきではなく、組織 体制、活動実績、実行力、資力等を検討の上 で市民の相談にワンストップで十分こたえら れる法人指定を望む。	ご意見のとおり、空家等活用支援法人の指定にあたっては適正な基準を定め、業務を迅速かつ確実に遂行できると判断される法人を指定できるような体制づくりが必要であると認識しており、このような法人の指定に向けて取り組んでまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
27	【27ページ】 4-2.空き家等対策の具体的な取組 (5)基本方針5 空き家等対策の実施 体制の整備 ⑤関係団体等との連携体制の整備	○27P⑤関係団体等との連携体制の整備 (ご提案) 協議会設置の検討(新規)→協議会の設置 (新規) (空き家対策は総合的、横断的な組織体制と 情報の共有と一元化が重要と思います)	ご意見のとおり、空き家対策は総合的、横断 的な組織体制等の構築が重要であり、特に関係 団体等との連携による協議会の設置は必須であ ると考えております。 なお、協議会の設置については、組織体制の 検討や設置根拠の整備などが必要であるため、 計画の表現については修正いたしませんので、 ご理解くださいますようお願いします。
28	【27ページ】 4-2. 空き家等対策の具体的な取組 (5) 基本方針5 空き家等対策の実施 体制の整備 ⑤関係団体等との連携体制の整備	1. 4-2. (5) ⑤関係団体等との連携体制の整備 空家等対策計画の見直しや民間団体と連携した施策の検討のために、関係団体等と連携する際には、関係団体の会議日当や調査、文書作成等に対する相応の予算措置を講じていただくようお願いいたします。	ご意見のとおり、関係団体との連携で必要となる費用については、連携先と協議の上、必要な予算措置に努めてまいります。
29	【28ページ】 成果指標	【成果指標】 空家について問題視している割には、現状 に比して目標値が低い気がします。	目標値につきましては、現状を踏まえ、現実的に達成可能と想定される数値を設定したものであり、まずはこの目標値に向けて計画にある取組を進めてまいりたいと考えております。 なお、今後の計画の進捗状況と目標の達成度等を踏まえながら、計画の見直しに合わせ、目標値についても見直しを行ってまいります。
30	【28ページ】 成果指標	P28.成果指標 現状値に比べ、目標値はかなり高いと思われるが、上記の計画を確実に実行されることにより、この目標が達成されることを願う。	ご意見ありがとうございました。 目標を達成するため、確実に計画が実行され るよう努めてまいります。
31	【44ページ】 空家等対策の推進に関する特別措置法 附則(令和5年6月14日法律第50 号)第4条	空家等特別措置法(令五法五〇)第四条施行後五年までに状況確認し、検討を加え、所要の措置を講ずるとある、市の取り組みは仔細に渡ります、フォロー、総括は大変ですが、重要であります。1月26日の東京北区赤羽の崩れ落ちた民家の除却代執行はまだ全国ニュースで報道される位ニュースバリューが高い事項となっております、粘り強い取り組みをお願いします。	空き家問題は深刻な社会問題であるとともに、市民生活にも影響するため、市民の関心も高いものと捉えており、更なる空き家対策を強化することが重要です。本市においても本計画を着実に実行するとともに、継続的かつ粘り強い取組に努めてまいります。
32	【48ページ】 7-3. 秋田市空き家対策検討チーム設 置要綱	P48. 第2条 (2)市有地に存する空き家に関すること どういう状況なのかよくわからない。こうい う事例があるのか? このことについて疑問に思った。	市有地を賃貸し、その借地上に建設された住宅が空き家となり、問題となっているケースがありました。その対応のための所掌事項です。
33	【その他のご意見】	空き家対策の一環として、水害の被害がなさそうで、比較的、大学病院に通院しやすい住宅は、市が買取し、特に通院でがん治療されている方へ、安価な賃貸、マンスリーマンション的な療で提供し、秋田市以外の方へ安心して治療できる場を提供出来れば良いと思います。 秋田市以外の患者さんは、長期の治療は金銭面的に苦しくなっていることもお聞きしますので、ご意見させて頂きました。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
34	【その他のご意見】	※特別資料が同封されてなかったようなので、自由に書かせていただきます。 (1)場所の確保ができない、未来のアーティスト達に自由にのびのび制作活動ができる場にして欲しい。 (2)乳幼児を持つ親、保護者が気遣いなく集い、何でも話し合える場が提供できたら・・・そして絵本に囲まれ、時には参加者の中で、お互いに読み語りなどして、子ども共々楽しむ場であったら、子育てに多少の自信と人間関係も深まるのでは? (3)種々の趣味のサークル活動など堅苦しさのない場があったらありがたい。 ③安全、安心が当然必須条件です。	多様な環境下にある方の交流拠点として空き家等を活用することは空き家等解消のみならず地域コミュニティ維持の観点からも有効であると考えます。これまでの本市空き家対策は、所有者(売り手)側の売却等意向に基づく空き家バンク制度での情報発信が中心でしたが、例示いただいたような多様なニーズがあることを踏まえ、今後は活用する(買い手)側のニーズを空き家等の所有者へ届けられるような仕組みづくりについて検討してまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
35	【成果指標、調査、情報提供へのご意見】	放置した場合のデメリットやメリットを周知	ご意見のとおり、各種支援制度を充実させるだけではなく、それを効果的かつ広範囲に伝える必要があることから、効率的な情報発信の手段について今後検討してまいります。 また空き家等の調査についても、ライフラインの契約情報の活用のほか町内会等との連携も視野に入れながら効率的な手法を検討してまいります。
36	【情報提供・相談窓口へのご意見】	情報提供、相談窓口の件 HPを見たが、窓口がよくわからない。サイトを分かりやすくしたり、パンフレットを作成した方がよい、保京都のが分かりやすった)、各相談専門窓口のリンクを貼った方がよい。県でも相談会を開催しているようなので、今後どう分担していくかつめた方がよい。	ご指摘の情報発信手法については、本計画素 案内でも課題として挙げており、今後わかりや すいホームページやガイドブックの作成を検討 してまいります。 また本市主催の空き家相談会についても、秋 田県等の関係機関との連携を図りながら、より 多くの相談に対応できるよう取り組んでまいり ます。
37	【浸水被害を受けた空き家へのご意見】	令和5年7月14日の水害で床上浸水で空き家にしてしまいました。築69年、袋地私道なし、売買不成立のため、再建築、解体ができません。今できることは、空き家を長くもたせることのみです。水害にあった家の対処の仕方の情報がほしいです。解体したくても、袋地でできない家もあることを知っておいてほしい。	昨年7月の大雨により被災されましたことに対し、心よりお見舞い申し上げます。本市では、現在、浸水被害を受けた空き家を調査しているところであり、今後の対応についても検討しております。 浸水被害を受けた空き家の所有者様からの相談にも対応しておりますので、防災安全対策課へご相談ください。
38	【空き家問題、計画全体へのご意見】	した。 空き家を所有する者にとっては、管理の問	ご意見のとおり、空き家問題は全国的な社会問題であり、本市にとってもますます深刻化することが想定されるため、本計画の事務事業を総合的かつ計画的に取り組みながら、空き家等の解決に努めてまいります。 また、空き家育者の中には、管理、処分、におるとの手続方法が分からす、悩みを抱えている場合などの手続方法が分からす、「はみを抱えている場合などの手続方法が分からす、「はみを抱えている場合などの手続方法が分からす、「はみを抱えている場合などの手続方法が分からす、「はみを抱えている場合などの事にとから、関係団体と連携した空きない。」
39	【解体費の支援へのご意見】		他自治体では、老朽危険空き家の解体のほか、解体後の跡地を公共的な利用をする場合に補助している事例などもあることから、ご意見の解体補助金の拡充については、検討してまいります。
40	【特定空家等の認定件数へのご意見】	特定空家等および管理不全空家等認定件数がR4で0件には驚いた。実際には危険な空家等はあるはずですので、市民の声を汲み取っていただき、今後の空き家等の解消に取り組んでいただきたい。	これまで危険な空き家については、指導等を 行いながら対応してまいりましたが、特定空家 等の認定は行っていませんでした。 今般の空家法改正により、新たに管理不全空 家等の認定制度ができことから、特定空家等お よび管理不全空家等の認定基準を策定するとと もに、適切な措置を実施し、空き家等の解消に 努めてまいります。
41	【相続登記義務化へのご意見】	今年4月から相続登記義務化が始まるため、 更なる相続手続きの促進のため市民への周知 を市役所からも行っていただきたい。	相続登記義務化は空き家等対策においても有効な制度の一つであると捉えていることから、広報や固定資産税納税通知書同封チラシなどの様々な媒体を通じて、関係機関とも連携しながら周知に努めてまいります。

番号	項目	ご意見の内容(原文)	市の考え方
42	【計画全体についてのご意見】		ご意見ありがとうございました。 今後も計画の進捗管理を行い、必要に応じた 見直しを図ることにより、継続した空き家対策 が実行されるよう努めてまいります。
43	【情報提供へのご意見】	補助があることを始めて知りました。発信は	ご指摘の件に限らず、各種施策を実施するだけでなく、それらに関する情報をより広範囲に 発信することが重要です。今後も効果的な情報 発信手段について検討してまいります。
44	【補助金に対するご意見】	(ご提案) 以前秋田市よりNPO法人団体へ一律10	令和5年12月施行の改正空家特措法では新たに「空家等活用支援法人制度」について規定され、地方公共団体が空家等対策に取り組むNPO法人等を支援法人として指定し、空家等対策に関する業務を行わせることが可能となりました。本市でも同制度の活用について検討しており、その中でご要望の助成制度についても併せて検討してまいります。
45	【計画の用語に関するご意見】	本計画と関係法令は表現も含めて連動していると思われますので、計画案で用いられている「所有者不在」という表現は「所有者不在(不明)」としたほうが望ましいと考えます。表現についてご検討いただきますようお願いいたします。	表現につきましては、改めさせていただきま